

原子力発電所の事故に伴う出荷制限等への対応に関する Q & A

(平成23年4月26日現在)

【今回の変更点】

- ・ 問4 : つなぎ融資の改善に対応して更新しました。
- ・ 問5 : 詳細なQ&Aを作成しましたので、紹介しました。
- ・ 問7 : 計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定等に対応して更新しました。

※本Q & Aは、随時、更新していく予定です。

目 次

- 1 出荷制限対象となった農家に対する賠償はどうか
- 2 出荷制限の対象外の品目に対する風評被害への賠償はどうか
- 3 農家は賠償のためにどのような準備が必要か
- 4 賠償を受けられるまでの間のつなぎ融資はどのように改善されたのか
- 5 放射能汚染が発生した地域において、米などの作物を作付けてもよいのか
- 6 原乳が出荷制限となっているが、今後の経営方向はどのようにしていくべきか
- 7 出荷制限となっている野菜の廃棄をどうするのか
- 8 出荷制限となっている原乳の廃棄をどうするのか
- 9 野菜の出荷制限の解除ルールはどうか
- 10 原乳の出荷制限の解除ルールはどうか
- 11 JCO事故の時はどのように賠償が行われたのか

1 出荷制限対象となった農家に対する賠償はどのようなのか

(答)

- 1 今般の原子力発電所の事故に伴い、野菜等の出荷制限の対象となった農家に対しては、出荷制限の実効性を担保し、消費者の食の安全を確保するためにも、適切な補償が必要と考えております。
- 2 その補償は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、一義的には事故原因者の東京電力の責任となりますが、政府としても、適切な補償が行われるよう万全を期していく考えです。
- 3 具体的には、今回の補償の範囲については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、今後、原子力損害賠償紛争審査会が定める原子力損害の範囲の判定指針に基づいて判断されることとなります。

2 出荷制限の対象外の品目に対する風評被害への賠償はどのようなのか

(答)

- 1 今回の原子力発電所の事故によって生じる損害については、出荷停止の指示を受けた農畜産物に限らず、一般論として、事故との相当因果関係が認められるものについて、原子力損害の賠償に関する法律に基づき適切な賠償が行われることとなります。
- 2 また、出荷自粛や風評被害により売上が減少した農畜産物等に関しても、このような考え方に照らして判断されるものと考えております。
- 3 この賠償については、原子力損害賠償法によって、一義的には原子力事業者である東京電力がその責任を負うべきものと考えておりますが、政府としても、被害者の方々が適切な補償を受けられるよう万全を期してまいります。

3 農家は賠償のためにどのような準備が必要か

(答)

- 1 今回の補償の範囲については、原子力損害の賠償に関する法律に基づ

き、今後、原子力損害賠償紛争審査会が定める原子力損害の範囲の判定の指針に基づいて判断されることとなります。

- 2 このような指針が明らかになるまで一定期間を要するため、現段階で、農家が前もって準備するものとして、
 - ① 当該期間に生じた売上減少額や実損額
 - ② 当該期間に商品が返品され、再販売できない場合の実損額
 - ③ 当該期間に販売できなかった生産物や在庫商品を廃棄した場合の処分補償額及び処分費用
 - ④ 運転資金等を借り入れざるを得ない場合の金利相当額などが明らかになるような証拠書類を保管しておくことが必要です。
- 3 具体的には、
 - ① 各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
 - ② 収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
 - ③ 出荷停止となった農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票及び回収・処分した場合の領収書
 - ④ 家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
 - ⑤ 納税関係書類（損益計算書等）
 - ⑥ 現況を示す写真などを保管しておく必要があります。
- 4 農林水産省としては、農家のこうした準備について関係団体を通じて適切な指導を行っているところです。

1～3に関するお問い合わせは
生産局農業環境対策課
代表：03-3502-8111（内線：4765）
ダイヤルイン：03-3502-5951

4 賠償を受けられるまでの間のつなぎ融資はどのように改善されたのか。

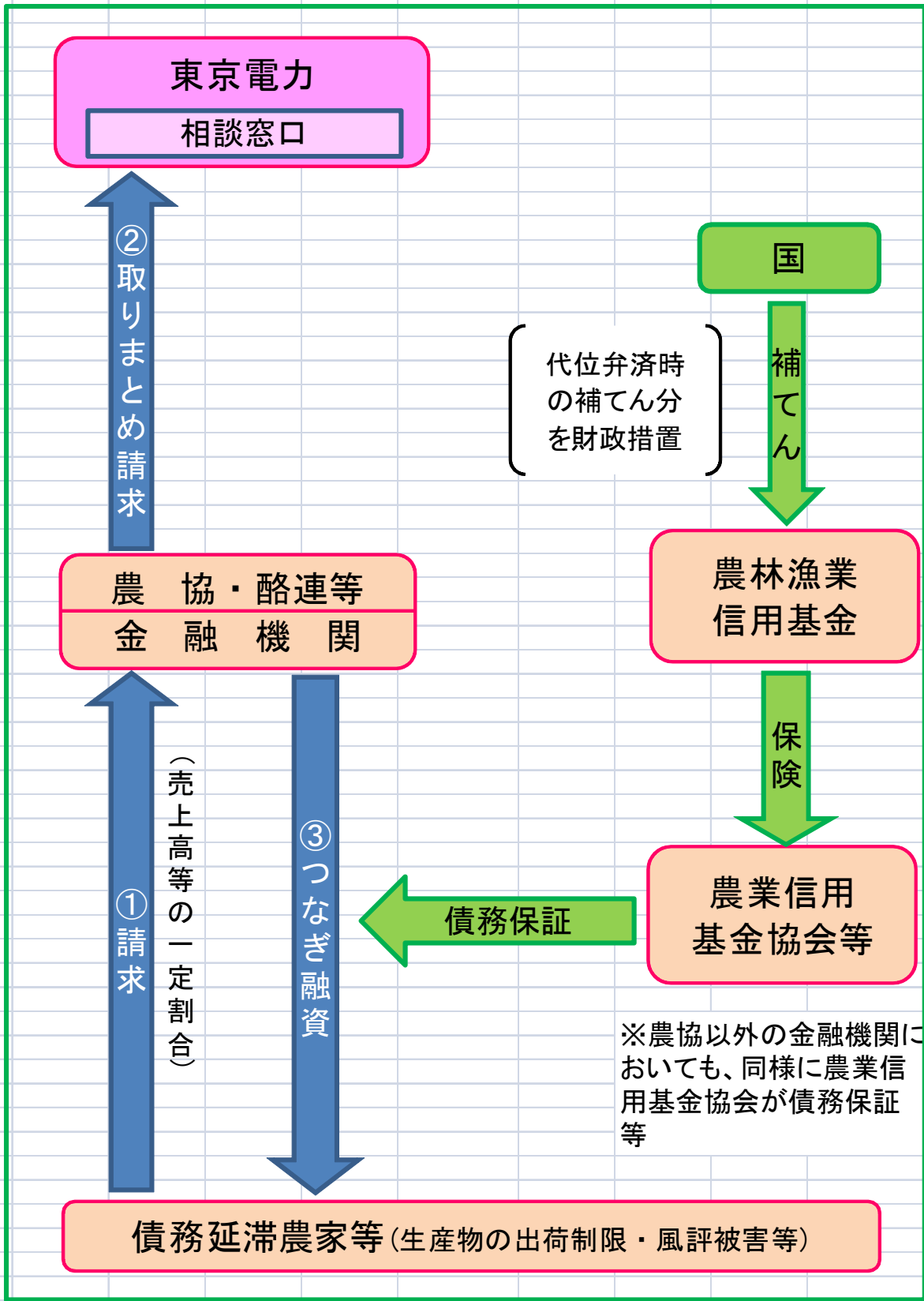
（答）

- 1 福島原発事故に伴う出荷制限等や風評被害を受けた農家に対し、3月31日からJAグループの主体的な取組として、東京電力からの賠償

がなされるまでの間のつなぎ融資が実施されています。

- 2 一方、東京電力からの賠償の支払い時期が明確にならないなど、出荷制限等による影響が長期化していることから、より円滑な資金の融通が必要となっています。
- 3 このため、農林水産省は、つなぎ融資を農業信用基金協会等による無担保・無保証人での債務保証の対象とする等の措置を講ずることとしました。
- 4 このことにより、つなぎ融資という性格上使いにくいという指摘があった債務延滞者等であっても、円滑なつなぎ融資が融通され、損害賠償の対象となる農家に対し、賠償までの間の資金繰りを確保しています。

スキーム図



4に関するお問い合わせは
経営局金融調整課
代表：03-3502-8111（内線：5250）
ダイヤルイン：03-6744-2171

5 放射能汚染が発生した地域において、米などの作物を作付けてもよいのか

（答）

- 1 放射能汚染が発生した地域における農作物の作付については、別途「原発事故の影響下での農作物の作付に関するQ&A～稲の作付制限等～」で詳しく紹介しております。本件の本省ホームページへのアクセスは次のとおりです。
 - ・ 原発事故の影響下での農作物の作付に関するQ&A～稲の作付制限等～（URL）http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/sakutuke_qa.html

5に関するお問い合わせは
生産局農業生産支援課
代表：03-3502-8111（内線：4824）
ダイヤルイン：03-3502-5959

6 原乳が出荷制限となっているが、今後の経営方向はどのようにしていくべきか。

（答）

- 1 出荷制限により処理加工ができない生乳は、廃棄せざるを得ないことから、酪農については、今後の営農計画を早急に立てていくことが必要であると考えています。
- 2 一方、福島原発の事故に伴う放射性物質の降下については、現時点では、いつ終息するのかの見込みが立っておらず、今後の営農計画の策定には一定の期間を要する状況です。
- 3 このため、福島原発の事故の状況も見極めつつ、例えば、当面の対応として、濃厚飼料の給与量の低減や急速に搾乳を中止する方法

(急速乾乳) などにより生乳を廃棄する量を抑制する取組もお考えください。

6に関するお問い合わせは
生産局畜産部牛乳乳製品課
代表：03-3502-8111（内線：4933）
ダイヤルイン：03-3502-5988

7 出荷制限となっている野菜の廃棄をどうするのか

(答)

- 1 農林水産省から、出荷制限が行われている野菜等の廃棄の方法について、原子力関係の有識者で構成される原子力安全委員会緊急技術助言組織に確認したところ、不要な放射性物質の拡散を避ける観点から、
 - ① すき込み及び焼却は望ましくない
 - ② 既に刈り取ったものは集めて保管する
 - ③ まだ刈り取っていないものは、すき込みをせずに、刈り取りをしてから、耕うん等の農作業を行っても差し支えない。なお、刈り取ったものは、1箇所を集めて保管する（ただし、避難区域、計画的避難区域以外に限る）との助言を得たところです。
- 2 この助言を基に、農業現場での混乱を解消するよう、都道府県に十分な説明、指導を行ってまいります。
- 3 なお、保管しているものの処分方法については、別途、関係部局等と協議中ですので、もうしばらくお待ちください。

7に関するお問い合わせは
生産局生産流通振興課
代表：03-3502-8111（内線：4825）
ダイヤルイン：03-6744-2113

8 出荷制限となっている原乳の廃棄をどうするのか

(答)

- 1 出荷制限となっている生乳の廃棄の方法については、原子力安全委員会の緊急技術助言組織の助言を踏まえ、
 - ① 自己所有地（草地等）に集中的に埋設。また、埋設が困難な場合は、自己所有地などの中で、場所を特定した上でなるべく狭い範囲で散布
 - ② 検出されている放射能濃度が相対的に低いことから、乳業者等の貯蔵施設等、量的に散布処理が困難な場合は、廃棄物処理施設等において処分することとして下さい。
- 2 他方、当面の対応として、濃厚飼料の給与量の低減や急速に搾乳を中止する方法（急速乾乳）など、生乳を廃棄する量を抑制する取組もお考え下さい。

8に関するお問い合わせは
生産局畜産部牛乳乳製品課
代表：03-3502-8111（内線：4934）
ダイヤルイン：03-6744-2129

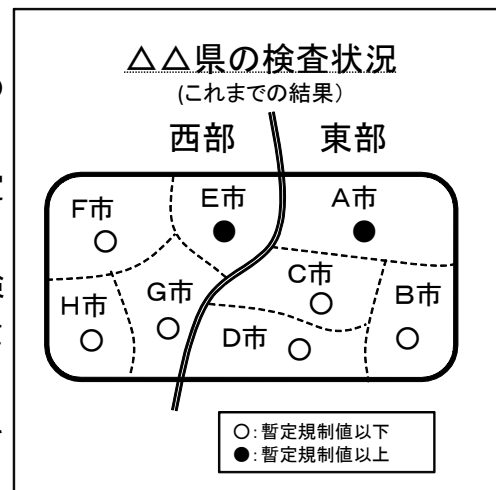
9 野菜の出荷制限の解除ルールはどうなっているのか

(答)

- 1 まず、県は、集荷実態（例えば農協等の集出荷施設の場所）等を踏まえ、県内を複数の区域に分けます。
- 2 その区域毎に原則として複数の市町村で1週間ごとに3回、検査をします。その際に、過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査を行い、その他の市町村は原則として同一市町村での検査はしません。
- 3 3回連続して暫定規制値以下となる場合に、出荷制限品目を解除することとしています。

(参考) 出荷制限解除までの工程例

- ① 県を、図のように例えば東部・西部の2つのブロックに分けます。
- ② これまで、東部・西部の1つずつの市で暫定規制値を超えた農作物があると仮定します。
- ③ これから行う3回の検査では、これまでの検査で暫定規制値を超えた市は3回連続検査します。
- ④ 他の市では、3回の検査のうち、1回検査を行い、対象市町村を変えていきます。
- ⑤ 以下の表のような検査結果となった場合には、県西部は出荷制限解除となります。



		東部				西部			
		A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市
検査の流れ↓	これまでの検査	●	○	○	○	●	○	○	○
	1回目	○	○			○	○		
	2回目	○		○		○		○	
	3回目	●			○	○			○
	出荷制限	継続				解除			

○：暫定規制値以下 ●：暫定規制値以上

9に関するお問い合わせは
 生産局生産流通振興課
 代表：03-3502-8111（内線：4825）
 ダイヤルイン：03-6744-2113

10 原乳の出荷制限の解除ルールはどうなっているのか

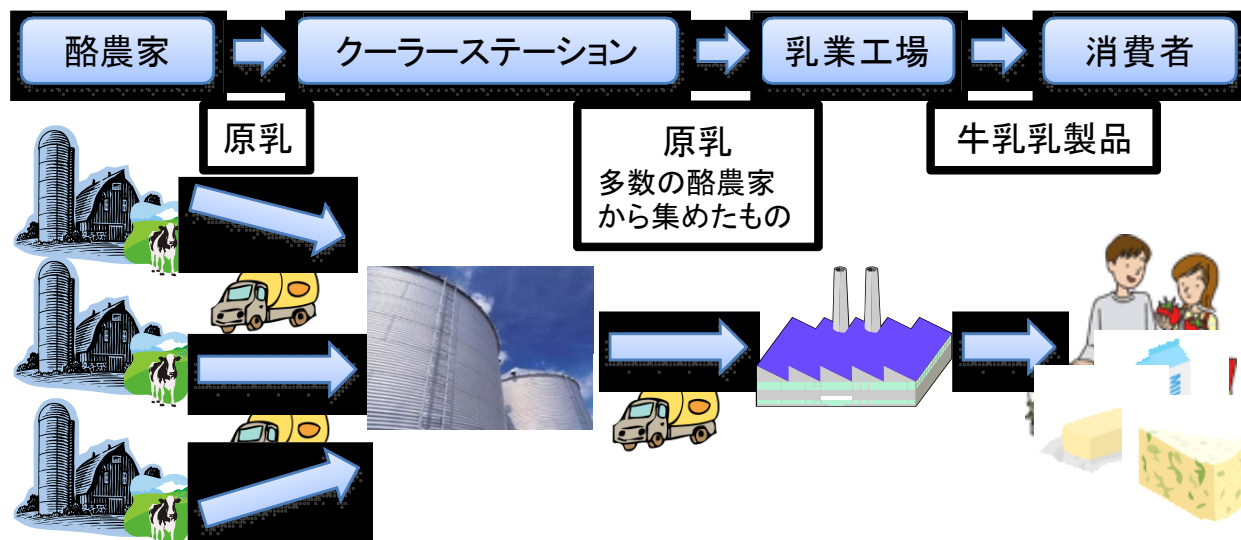
(答)

- 1 原乳の出荷制限の解除については、クーラーステーション（原乳の冷蔵保管施設）または乳業工場の原乳を、約1週間ごとに検査して、3回連続で放射性物質が一定水準を下回った場合に、原子力災害対策本部において、そのクーラーステーションまたは乳業工場に出荷している市町村単位で出荷制限を解除するかどうかの判断がなされます。

- 2 なお、出荷制限の解除後も、約1週間ごとに検査を実施することとしています。

(参考)

原乳から牛乳乳製品ができるまで



10に関するお問い合わせは
生産局畜産部牛乳乳製品課
代表：03-3502-8111（内線：4933）
ダイヤルイン：03-3502-5988

11 JCO事故の際にはどのように賠償が行われたのか

(答)

- 1 平成11年9月30日に発生した(株)JCO東海事業所の事故の際には、原子力損害の特殊性等から、当事者間の交渉が難航しました。
- 2 このため、国・地方公共団体が交渉を促進するために積極的に関与して、損害費目ごとに相当因果関係の認められる範囲、損害額の算定方法等に関する「基本的な考え方」がとりまとめられました。
これを基に、具体的な賠償額は(株)JCO東海事業所と被害者の間で個々に合意されております。
- ※ いわゆる風評被害についても、判例で損害と認められているケースがあります(例：放射線汚染のない納豆について、新聞報道等により悪風評が生じ、売上が減少した場合)。

- 3 なお、その過程で、(株) JCO東海事業所から、一定期間、一定区域の損害に限定しつつも、
- (1) 売上高減少に伴う損害額
 - (2) 返品、廃棄処分
 - (3) キャンセル
 - (4) イベントの中止
 - (5) 特別支出費用(品質保証のための放射線測定検査料、風評被害払しょくのためのキャンペーン経費等)
 - (6) いわゆる風評被害
- 等の賠償基準を提示した経緯があります。
- 4 また、具体的な支払は、以下のとおり行われました。
- ① 被害者からの請求額の2分の1を基準とする仮払いを年内の平成11年12月までに実施。
 - ② 年明け後に賠償金の確定交渉を開始、正式な和解(示談)の取り交わし。
 - ③ 平成12年3月末までに、約6,000件の和解が成立。
- 5 今回は、その後に改正された原子力損害の賠償に関する法律に基づき、平成23年4月11日に設置された原子力損害賠償紛争審査会において、(株) JCO東海事業所の事故の例にならい、原子力の損害、損害の額の算定方法等に関する指針が定められることになっています。
- 6 今後は、この指針に沿って、具体的な賠償が行われる見込みです。

11に関するお問い合わせは
大臣官房食料安全保障課
代表：03-3502-8111(内線：3805)
ダイヤルイン：03-6744-2376